

大阪経済大学における研究活動上の不正行為に関する調査結果について

2022年9月26日

大阪経済大学

1. 経緯・概要

(1) 発覚の時期及び契機

2021年11月30日 本学 元経営学部准教授の単著論文について、盗用の疑いがある旨の告発が受付窓口に対して匿名であった。

「研究活動における不正行為への対応等に関する規程」(以下「本件規程」という。))に基づき、予備調査を行った結果、統括管理責任者(学長)が本調査を行うことを決定した。

2. 調査

(1) 調査体制

本調査委員会 3名(学内委員1名、学外委員2名)

- ・委員長 山本 正 大阪経済大学 経済学部 教授
- ・委員 正木 宏長 立命館大学 法学部 教授(外部有識者)
- ・委員 西村 勇作 梅ヶ枝中央法律事務所 弁護士(外部有識者)

(2) 調査期間

2022年2月2日(水) ～ 2022年7月2日(土)

(3) 調査対象論文

〈1〉論文名:「Chevron 法理と米国制定法の解釈原理(2・完)」

出版誌・出版年月日:『大阪経大論集』第72巻第3号・2021年9月15日発行

〈2〉論文名:「米国財務省規則の法的効力」

出版誌・出版年月日:『大阪経大論集』第70巻第6号・2020年3月15日発行

〈3〉論文名:「米国合衆国憲法における連邦所得税の地位(1)」

出版誌・出版年月日:『大阪経大論集』第71巻第5号・2021年1月15日発行

〈4〉論文名:「米国合衆国憲法における連邦所得税の地位(2・完)」

出版誌・出版年月日:『大阪経大論集』第71巻第6号・2021年3月15日発行

(4) 調査対象者

元 大阪経済大学 経営学部 准教授(任期付) 佐古 麻理

(任期:2018年4月1日～2022年3月31日)

(5) 調査対象経費

学内資金(基盤的経費(私学助成金等を含む))

(6) 調査方法・手順

調査対象論文と盗用されたと考えられる先行研究論文・文献（以下、「元文献」という。）の比較・精査を行った上で、調査対象者からの対面による聞き取り調査を行い、調査対象者に弁明の機会を設けた。

調査対象者は、当該特定不正行為（盗用）を認めておらず、さらに「当該研究者の了解」を得ていることによる「盗用」の否定を主張したので、元文献の著者および著作権所有者に当該文献の利用許諾について確認を行った。

3. 調査結果

(1) 認定した不正行為の種別

盗用

(2) 不正行為が行われた経費

学内資金（基盤的経費（私学助成金等を含む））による研究活動であるが、盗用（特定不正行為）と認定された論文の作成過程において、直接関係する経費の支出は認められなかった。

(3) 不正行為の具体的内容、結論と判断理由

調査委員会において、調査対象論文について、盗用されたと考えられる先行研究論文・文献（以下、「元文献」という。）との比較・精査を行った結果、調査対象論文の大部分（日本語の字数にして〈1〉92%（2部構成の後半部分にあたるため、前半部分を合わせると53%）、〈2〉80%、〈3〉と〈4〉78%）が英語の元文献の日本語訳であった。

調査対象者は、当該特定不正行為（盗用）を認めておらず、「当該研究者の了解」を得ていることによる「盗用」の否定を主張したので、元文献の著者および著作権所有者に当該文献の利用許諾について確認を行ったところ、その事実は認められなかった。

また、調査対象論文の脚注に元文献の表示があるものの当該脚注だけでは「適切な表示」とは言えず、調査対象者は「他の研究者の」「研究結果、論文」を「当該研究者の了解」も「適切な表示」もなく流用しており、調査対象論文は本件規程第4条(5)の定める「盗用」に該当する。

ただし、調査対象者は「適切な表示」を行ったと認識している可能性があることから、盗用について故意があったと断定するまでには至らなかったが、参照・引用元文献の表示の仕方は研究者であれば当然に習得すべき基本的事項であり、「研究者としてわきまえるべき基本的な注意事項を著しく怠ったことにより発生した行為」に該当することから「不正行為」（本件規程第5条(3)）及び「特定不正行為」（本件規程第20条）があったものと認定した。

4. 本学がこれまで行った措置の内容

(1) 論文取下げ

本件規程第33条第4項に基づき、調査対象論文の取り下げを勧告した。

(2) 処分等

調査対象者は任期満了に伴い、2022年3月末日をもって退職のため、本学「就業規則」に基づく処分は行わない。

(3) 調査対象者からの不服申し立て並びに申し立てへの対応

2022年7月12日に不服申立書が提出されたが、同年7月21日に開催の調査委員会における「再調査は行わない」との決定を受け、その旨、調査対象者に通知した。

5. 不正行為の発生要因と再発防止策

(1) 発生要因

調査対象者は在職中（任期付2018年4月1日～2022年3月31日）に3度（2018年、2019年度、2020年度）、本学が実施する研究倫理研修を受講しており、研究活動における不正行為（特定不正行為を含む）の基本的な知識は有していたが、「参照・引用元文献の表示の仕方」等の理解、認識に大きな誤りがあり、当該特定不正行為（盗用）を行うに至った。

また、掲載誌の『大阪経大論集』では、掲載に当たって査読義務を付さないため、調査対象者の投稿原稿について「参照・引用元文献の表示の仕方」等が、適切か否かを確認することができなかった。

(2) 再発防止策

①研究者における研究倫理の理解の定着に努めるべく、研究倫理研修の内容の見直しと併せて、研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務（「参照・引用元文献の表示の仕方」等を含む）について、教授会を通じて周知する等の啓発活動を行う。

②本件規程第16条第2項により、研究者には少なくとも5年ごとの研究倫理研修の受講を義務付けているが、当該研修は毎年実施している。今後は、研究者における研究倫理の理解の定着に配慮し毎年の受講を徹底する。

③今回不正の発生した刊行物『大阪経大論集』について、今後は、論文投稿時に、投稿申し込みがあった者に対し、チェックシート等により盗用等の不正行為がないことを確認するよう論文発行機関である「大阪経大学会」に依頼する。

以上